仕　様　書

1. 業務の概要

(1) 業務名称

AI for Science を実現するための研究データ基盤に関する調査・構想策定支援業務

(2) 業務の目的

福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）は、AI for Science（データ駆動型研究）の推進に向け、研究データを AI が利用できる形で蓄積・活用できる基盤と、機密データを F-REI 外に出さずに学習・推論まで行える AI 環境の整備を進めている。

F-REI の研究ユニット（以下「対象ユニット」という。）は、ロボットによる材料の自動合成、計測及び評価を AI・データ基盤で統合し、材料探索を自律的に行う研究拠点（以下「AI4S 拠点」という。）を、関係機関との連携の下で浪江町に段階的に構築する計画を進めている。F-REI は、既存の AI テストベッドに加え、F-REI 外の拠点にスモールスタート環境を整備しており、今後、他の研究ユニットへの展開及び拠点の拡張を経て、将来の浪江での本番システムにつなげる計画である。

本業務は、AI4S 拠点に係るストレージ、ネットワーク及びデータ管理の現状を調査し、基盤要件、責任分界及び段階的な整備計画（費用試算及び調達要件素案を含む。）を取りまとめ、F-REI が今後の整備、予算要求及び調達の判断に用いる資料を作成することを目的とする。あわせて、本業務で整えた手順・様式を、他の研究ユニット（以下「展開先ユニット」という。）へ展開する準備を行う。

(3) 本業務の対象

対象ユニット	AI4S 拠点の構築を進める F-REI の研究ユニット（研究の拠点は京都市内。詳細は閲覧資料による。）
展開先ユニット	F-REI の他の研究ユニット（農林水産分野を想定。F-REI が指定する。）
関係する環境	F-REI の既存の AI テストベッド及びスモールスタート環境、F-REI 本部（浪江町）

(4) 業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

(5) 業務内容

① プロジェクト管理

・作業計画書を作成し、F-REI の承認を得る。工程、回数又は内容を変更する場合は、受注者が変更管理票により申し出て、F-REI が書面（電子メールを含む。）で承認する。契約金額又は履行期間に及ぶ場合は、契約変更となる。

・次の会議を運営し、資料・議事録を作成する。京都定例会（対象ユニットとの進捗確認・ヒアリング。京都市内で月２回、原則として対面）、F-REI 定例会（浪江本部で週１回）、報告会（キックオフ、中間、最終の３回。浪江本部）。各会議には統括責任者が原則として出席する。日程は F-REI と協議して定める。

・F-REI 本部（浪江町）に週３日（F-REI の開庁日が３日に満たない週は、その全ての開庁日）、担当者を常駐させ、F-REI との協議、研究ユニット・関係部署との調整及び資料作成を行う。常駐日の曜日・担当者は受注者が定めて F-REI に届け出る。

・進捗、課題、リスク、決定事項及び F-REI の判断待ち事項を管理し、月次報告書（2.(2) による。）により報告する。

② 現状アセスメント

・対象ユニットの研究ワークフロー、計測装置、ストレージ・バックアップ、ネットワーク・設置環境及び利用者・アカウントの現状を、聞き取り及び現地調査（研究拠点での現地調査を履行期間中３回）により把握し、課題を整理する。装置メーカーの保証条件等による OS の更新不可、ネットワーク非接続等は前提条件として扱い、対策はこれを変えない方式で示すこと。
・F-REI の既存 AI テストベッドを最大限に活用する観点から、その構成（計算・ストレージ・ネットワーク・ソフトウェア）、性能・容量の余力、利用状況及び保守の範囲を調査し、試行及び段階整備に活用できる範囲と、継続利用・増強・置換えのそれぞれに必要な条件を評価する。既存テストベッドは他の研究機関の施設内に設置されているため、調査は F-REI が提供する資料、管理画面・監視情報等のリモートでの確認及び関係者への聞き取りにより行うことを基本とし、設置場所での現地調査は求めない（現地での確認が必要と F-REI が認めた場合は、F-REI が設置先と調整する。）。F-REI の提供によっても得られなかった情報は、未確定事項として記載すれば足りる。
・研究データの種類、量、形式、保存場所、帰属及び区分を整理し、メタデータ・来歴の記録の現状を確認する。
・研究データの容量成長予測（低位・標準・高位の３シナリオ。前提条件は対象ユニットの確認を経る。）及び I/O 特性を整理する。

③ 基盤要件及び責任分界の整理
・計算、ストレージ、ネットワーク、認証・認可、セキュリティ、可用性及び運用・監視の要件を、根拠・優先度を付した一覧として整理する。要件は性能・容量・運用等の水準で記述し、特定の製品の独自機能を必須としないこと。
・対象ユニット及び関係機関が整備する装置制御・データベース等の仕組みと、F-REI の情報基盤との責任分界（データの受渡し点、運用分担、障害時の連絡経路等）を整理する。
・F-REI の情報基盤で研究データを扱うための保存・命名・版管理・保持・アクセス権の標準案を作成する。標準案は、研究データの帰属・区分を変更せず、研究ユニットの既存の規則（ファイル名の付け方等）を優先するものとする。また、装置上で新たな作業やソフトウェアの導入を要しない方式（取込み時の自動付与等）を基本とし、手作業が残る場合は、その作業者と１件当たりの所要時間を明記する。
・データ区分ごとのセキュリティ上のリスクを評価し、対策の優先順位を整理する。評価は文書の確認及び聞き取りにより行い、脆弱性診断・侵入試験は含まない。

④ 段階整備計画、費用試算及び調達要件素案
・既存テストベッド・スモールスタート環境から、他の研究ユニットへの展開及び拠点の拡張を経て浪江の本番システムに至るまでの段階整備計画（判断の時期、依存関係を含む。）を作成する。既存テストベッドを活用する案を必ず比較対象に含め、増強・置換えを含む複数の案を同じ評価基準（性能、運用性、セキュリティ、拡張性及びライフサイクルコスト）で比較する。
・段階整備計画に対応する令和９年度から令和１５年度までの７年度分のライフサイクルコストを、年度別・費目別・シナリオ別に試算する。建屋・電源・空調等の施設整備費は対象外とし、必要な設置条件（電力・空調・床荷重等）を前提として示す。単価は幅と根拠（公開されている調達実績、F-REI が行う参考見積りの依頼の結果等の出所）を示す。
・将来の機器・ライセンス・役務の調達単位の区分、目的・範囲、必須要件の骨子（複数の製品・方式で満たせることを確認したもの）、想定時期及び概算額（計上年度及び主要な定量要件を含む。）を整理した調達要件素案を作成する。概算額その他の金額は別

紙とする（2.(1) による。）。調達の仕様書は F-REI が作成するものとし、本業務では作成しない。

⑤ 試行（PoC）

・F-REI が作業計画書の承認時までに指定する環境（スモールスタート環境又は既存テストベッド）において、計測装置の出力ファイルを再生する方法によるデータ取込み試験を１件計画・実施し、スループット、取りこぼし率、メタデータの付与状況等を測定・評価する。

・試行環境の構築・機器の調達は本業務の対象外とする。試行の成果は、計画した測定・評価を行い報告することとし、特定の性能値の達成を求めるものではない。試行に用いる出力ファイルは、機密に区分されないもののうち対象ユニットが書面（電子メールを含む。）で認めたものとし、対象ユニットが既存の保存先から提供する。受注者は、装置、研究用ネットワーク及び既存の転送経路に接続せず、ソフトウェアの導入及び設定の変更を行わない。媒体により受け渡す場合は、F-REI が指定する方法により、ウイルス検査を経たものに限る。試行に用いたファイルの複製は、試行の終了後に消去する。装置及び研究を止めずに実施すること。

⑥ 他の研究ユニットへの展開準備

・本業務で用いたヒアリング票・棚卸し様式等を、他の研究ユニットでも使える形に汎用化する。

・展開先ユニット向けに様式を調整し、アセスメントの進め方の案を作成する。展開先ユニットの窓口に対し、予備ヒアリングを２回（オンライン。１回目は令和９年１月、２回目は同年２月中旬を目安とする。）行う。展開先ユニットは、F-REI が令和８年１２月中に指定する。

⑦ ダッシュボードの要件定義・画面イメージの作成

・研究データの状況と研究の進み具合を把握するためのダッシュボードについて、表示する指標と画面イメージ（静止画）を作成し、予備ヒアリング（２回目）において展開先ユニットの利用者の意見を聴いて反映する。動作するサンプルの開発は対象外とする。研究者個人、グループ又はユニットの評価若しくは資源配分に用いる指標及び個人が推測できる粒度の表示は置かない。表示する指標、閲覧できる者及び用途は研究ユニットが決めるものとし、その確認を得ること。画面イメージは、PNG 形式の静止画及びこれをまとめた PDF とし、編集可能な元ファイル（PowerPoint 等の汎用形式）を併せて納入する。特定の製品・ツールの独自形式のみによる納入は認めない。画面イメージには架空のデータを用い、研究データの実際の値を含めない。画面数は３画面程度（主要画面１、詳細画面２）とする。

⑧ 知識移転・引継ぎ

・F-REI 職員を対象に勉強会を２回開催し、成果物の使い方、未決事項及び次の段階で行うべきことを引継ぎ資料にまとめる。

・展開先ユニットへの展開など令和９年４月以降に実施する業務及び本業務で残った課題について、その論点（範囲、前提、工程の目安）を整理する。整理は特定の事業者を前提としないものとする。詳細は本仕様書４．を参照。

(6) 業務の実施に当たっての留意事項

・研究の主体は研究ユニットであり、本業務は研究ユニットを支援する立場で行うこと。研究者の負担を最小限とし、既存資料の活用及び聞き取りを基本とすること。

・研究データの帰属・区分は本業務によって変わらないこと。研究データの区分は研究ユニットの判断を尊重し、機密に区分されたデータを外部のサービスで扱わないこと。

・対象ユニット及び関係機関が整備する仕組みを本業務で作り直すことはせず、情報基盤側で必要となる要件を整理すること。
・既存の AI テストベッド等の F-REI の資産を最大限に活用し、重複投資を避けること。
・将来の調達に用いることを踏まえ、特定の製品・事業者を前提とせず、性能、運用性、セキュリティ、拡張性及びライフサイクルコストに基づいて複数の方式を比較すること。受注者と比較対象の製品・事業者との利害関係は、作業計画書で F-REI に申告すること（成果物の中立性の確認に用いる。）。
・既存テストベッドの販売・導入・保守に関わった事業者が受注した場合も、既存環境の評価は他の選択肢と同じ基準で行い、その評価の根拠を成果物に明記すること。
・成果物は、後続の調達の参加者に開示されることを前提として、特定の製品・事業者に有利又は不利とならないように作成すること。
・成果物には、根拠、前提条件及び未確定事項を明記すること。
・F-REI は、作業計画書の受領後５営業日以内に承認又は修正の指示を行い、契約締結後速やかに研究ユニットへの聞き取りに必要な機構内の手続に着手する。F-REI 又は研究ユニットによる承認・確認・回答が作業計画書に定める期間内に得られない場合は、協議の上工程を見直し、受注者の責めに帰すべき事由による遅延としては扱わない。
・会議、現地調査及び予備ヒアリングの回数の定めについては、F-REI 又は研究ユニットの事由により実施できなかった回、及び研究ユニットの申出により中止又はオンラインに変更した回は、実施したものとみなす。現地調査は京都定例会と同日に行うことができる。
・研究ユニット（対象ユニット及び展開先ユニット）への聞き取りは、作業計画書の承認後、F-REI が機構内の手続を経て日程を調整した上で行うこと。聞き取りは既存資料の事前確認と質問票の事前送付を基本とし、研究者及び RE（リサーチエンジニア）への聞き取りは１回当たり原則６０分以内とすること。既存の台帳等から様式への転記は受注者が行い、研究ユニットには確認を求めることを基本とする。年末年始、２月の学位審査期及び３月の学会期を避けるよう配慮し、研究ユニットの拘束時間の見込みを作業計画書に記載すること。聞き取りの記録では、発言者を特定しないこと。
・研究拠点での現地調査は、目視、既存資料及び研究ユニットの説明により行い、装置・研究用ネットワークへの端末・媒体の接続、コマンドの実行及び撮影は、対象ユニットが事前に許可した場合に限る。大学等の施設での調査は、当該施設の規則及び共同研究契約等に従うこと。
・次の時点で対象ユニットの確認を得ること（確認の日程調整は F-REI が行う。）。①聞き取り票（聞き取りの前）、②研究データの一覧及び開示区分、③作業結果報告書（中間版）、④データ管理標準案及び責任分界表、⑤作業結果報告書の最終案。確認の期間は、依頼から５営業日以上（③及び⑤は１０営業日以上）を確保する。対象ユニットが求めた修正は反映し、合意できない記載は成果物に含めない。研究ユニットの情報を含む議事録その他の資料は、配布前に対象ユニットの確認を得ること。

(7) F-REI が提供するもの
・AI4S 拠点の計画、既存テストベッド等に関する資料（構成図、機器・ソフトウェアの一覧、利用状況、保守の範囲等。秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で貸与又は閲覧に供する。）
・既存テストベッドの管理画面・監視情報（F-REI 職員の操作による画面共有又は読取専用の出力による。過去１２か月の利用率・容量の推移を含む。）。設置先及び保守事業者への聞き取りは、F-REI が依頼し、同席する。

・試行に用いる環境（作業計画書の承認時までに指定し、受注者の利用権限、導入できるソフトウェア及びファイルの受渡し方法を示す。）
・研究ユニット及び関係機関との日程調整、研究ユニットへの事前説明及び機構内の手続、展開先ユニットの指定（令和８年１２月中）
・浪江本部での打合せ・作業のための場所及びゲスト用のネットワーク接続、資料共有のための F-REI の Box（コラボレーション）及び Slack（Slack コネクト）への招待。業務に用いる端末は受注者が用意する。

2. 成果物

(1) 成果物及び納入部数

成果物	提出期限	主な内容・部数
作業計画書	契約締結日から１４日以内	(2) の必須記載事項による。F-REI の承認を得ること。 電子ファイル
月次報告書	翌月５営業日以内（３月分は作業結果報告書に含める。）	(2) の必須記載事項による。 電子ファイル
会議資料・議事録	会議の前営業日（資料） 会議後３営業日以内（議事録）	1.(5)① の各会議に係るもの 電子ファイル
作業結果報告書（中間版）	令和９年２月上旬	(2) の必須記載事項による。 電子ファイル
作業結果報告書（概要版・本編）	令和９年３月３１日	1.(5) の各業務の結果。別冊として (2) の各成果物及び開示区分一覧を添付する 概要版・本編　各２部及び電子ファイル

※１ 作業結果報告書は、最終案を令和９年２月下旬に提出する。F-REI は、最終案のレビュー結果を令和９年３月１２日までに通知し、受注者はこれを反映した最終版を３月３１日までに納品する。
※２ 費用試算書、並びに調達要件素案、中間版その他の成果物に記載する概算額その他の金額（成果物の本文とは別の別紙とする。）は、F-REI 内部の予算検討に用いるものとし、公表せず、後続の調達の参加者にも開示しない。
※３ 成果物は、後続の調達の参加者に開示することがあるため、開示できない部分を区分して作成すること（以下、この区分を「開示区分」という。）。開示できない部分には、関係機関の秘密情報、未公開の研究計画、特許出願前の発明、未発表の研究成果・合成条件、共同研究先・企業との共同研究に係る情報、大学等に帰属する情報、研究計画が推測できる装置構成・実験頻度等の情報及び学生を含む個人の情報を含む。開示区分は対象ユニットの確認を経て F-REI が確定し、対象ユニットが非開示とした部分は開示しない。共同研究先等に帰属する情報は、対象ユニットを通じて当該機関の同意を得る。開示区分は、最終版の納入前に成果物ごとの開示区分一覧により確定し、検査で確認する。

(2) 成果物の必須記載事項

各成果物には、少なくとも次の事項を記載すること。検査は、これらの事項が記載されていることを基準の一つとして行う。

成果物	必須記載事項
作業計画書	実施体制図（統括責任者、常駐者及び情報基盤の経験を有する者の氏名・役割）、F-REI 側の体制（承認者、研究ユニットの窓口、開示区分を確定する者）、週単位の工程表、F-REI への依頼事項（承認・確認・参考見積り等）とその期限、会議計画（種類・回数・日程）、常駐計画（曜日・担当者）、聞き取り・現地調査の計画と研究ユニットの拘束時間の見込み、作成する成果物の一覧と目次案、変更管理・課題管理・エスカレーションの手順、製品・事業者との利害関係の申告、情報セキュリティの管理体制
月次報告書	当月に実施した会議・常駐（日数・担当者）・聞き取り及び現地調査の実績（研究者・RE の拘束時間を含む。）、成果物ごとの進捗、課題・リスク・決定事項の一覧、F-REI の判断待ち事項（件数・経過日数）、翌月の予定

会議資料・議事録	（議事録）日時、出席者、決定事項、宿題（担当・期限）
作業結果報告書（中間版）	現状アセスメントの結果、基盤要件の骨子、責任分界の案、費用の粗い幅（別紙）、４月以降に実施する業務の一覧
現状アセスメント報告書	研究ワークフロー、調査対象（計測装置ストレージ・バックアップ、ネットワーク・設置環境、利用者・アカウント（個人を識別しない集計））ごとの構成・規模・利用状況、メタデータ・来歴の記録の現状、重要度を付した課題一覧、既存テストベッドの構成・余力・保守の範囲と活用可能範囲、研究データの一覧（種類・量・形式・保存場所・帰属・区分）
容量成長予測	３シナリオそれぞれの前提条件・算定方法・年度別の容量、I/O 特性
基盤要件定義書	要件一覧（識別番号、分類、要件、水準、根拠、優先度）、データ区分ごとのセキュリティ要件
責任分界表	機能・運用項目ごとの担当、データの受渡し点、障害時の連絡経路
段階整備計画	段階ごとの目的・範囲・判断の時期・前提条件・依存関係、既存テストベッドの継続利用・増強・置換えの比較（評価基準と根拠を含む。）
費用試算書	令和９～１５年度の年度別・費目別・シナリオ別の試算、単価の幅と出所、対象外とした費目
調達要件素案	調達単位ごとの目的・範囲・必須要件の骨子・想定時期、必須要件が複数の製品・方式で満たせることの確認、概算額（計上年度及び主要な定量要件を含む。別紙）
試行評価報告書	試験計画、測定結果（スループット、取りこぼし率、メタデータの付与状況）、評価及び課題
データ管理標準案	保存・命名・版管理・保持・アクセス権のそれぞれのルール案とその適用範囲、研究ユニットの作業の増減（手作業が残る場合は作業者と１件当たりの所要時間）
セキュリティ・リスク評価書	データ区分ごとの想定事象、起こりやすさと影響の評価、対策とその優先順位、評価の方法と範囲
展開用手順書・様式	汎用化したヒアリング票・棚卸し様式、展開先ユニット向けの調整内容、アセスメントの進め方の案、予備ヒアリングの記録
ダッシュボード要件・画面イメージ	表示する指標の一覧と定義（算出方法、データ源、取得方法（自動又は登録値）、更新周期）、閲覧できる者と用途（研究ユニットの確認を得たもの）、画面イメージ（PNG・PDF 及び編集可能な元ファイル、３画面程度、架空のデータ）、展開先ユニットの利用者の意見と反映内容
開示区分一覧	成果物ごとの開示可・一部非開示・非開示の別、非開示とする部分と理由、対象ユニットの確認の結果
勉強会資料・引継ぎ資料	成果物の使い方、未決事項、次の段階で行うべきこと、勉強会の実施記録（日時・参加者）
４月以降の業務の論点整理	業務ごとの範囲・前提・工程の目安（展開先ユニットへの展開を含む。）

(3) 納入方法

電子ファイル（Word、Excel 又は PowerPoint 形式及び PDF 形式）を F-REI が指定する方法（大容量ファイル転送サービス等）で提出する。図表の元データ及び計算根拠を含める。

(4) 納入場所

F-REI 総務部情報システム課（福島県双葉郡浪江町権現堂字矢沢町６－１）

3. 成果物の取扱い

(1) 知的財産権の帰属

① 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ契約締結前に権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て F-REI に帰属するものとする。

② F-REI は、成果物について、複製、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾する場合には、受注者にその旨報告するものとする。研究ユニットの情報を含む成果物の利用を第三者に許諾する場合は、対象ユニットの同意を得る。

③ 受注者は、F-REI に対し、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

④ 成果物に受注者が従前から権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、F-REI 及び F-REI が指定する者に対し、本業務の目的及び後続の調達に必要な範囲で、その利用を無償かつ非独占的に許諾する。

(2) 検査

① 本業務の受注者は、成果物等について、納品後速やかに（作業結果報告書の最終版は令和９年３月３１日までに） F-REI 担当者に内容の説明を実施して検査を受けること。

② 検査は、本仕様書に定める業務の実施状況（常駐、会議、聞き取り及び現地調査の回数を含む。この場合において、1.(6) により実施したものとみなす回は実施したものとして扱う。）、2.(2) の必須記載事項の記載状況及び開示区分一覧により行う。

③ 検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正等を行い、変更点について F-REI 担当者に説明を行った上で、F-REI が指定する期限までに再度納品すること。

4. 後続の調達との関係

①本業務の成果物は、将来の情報基盤の機器・ライセンス及び構築・保守の役務の調達、並びに本業務に続く調査・計画策定・プロジェクト管理支援の役務の調達の検討に用いる可能性がある。これらの調達を行うにあたり、本業務の成果物を参考にする場合がある。

②F-REI は、これらの調達において、本業務の成果物のうち当該調達に用いるもの（費用試算書、2.(1) ※２の金額に関する記載及び開示区分により開示しない部分を除く。）を、秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で、全ての参加者に同一の内容で開示する場合がある。なお、本業務の受注者は、これらの調達に参加することができない。

③費用試算のための参考見積りの依頼は、受注者が令和９年１月中旬までに作成する依頼案を基に F-REI の名義で行う。F-REI は、依頼案の受領後１０営業日以内に依頼を発出し、回答期限後５営業日以内に、回答者が特定できない形に集約した結果を受注者に提供する。

④本業務終了後、具体に①に示す調達を進める上で必要となる支援業務を依頼する場合もある。なお、その際は別契約とする。

5. 情報セキュリティ

①受注者は、契約書の定めによるほか、本業務で知り得た未公開の研究計画・研究データ及び関係機関の情報を、F-REI の指示に従って取り扱うこと。

②F-REI の情報は、F-REI が招待する共有環境及び契約書の情報セキュリティ条項により F-REI の承諾を得た業務担当者・作業場所・受注者の情報システムでのみ取り扱うこと。機密に区分された情報及び区分が確定していない情報は、F-REI の承認の有無にかかわらず、外部の生成 AI、文字起こし・翻訳等のクラウドサービスその他の外部サービスに入力しないこと。その他の情報も、F-REI の承認（研究ユニットから得た情報にあっては対象ユニットの同意を含む。）なく外部サービスに入力しないこと。

③個人情報は、本業務の目的の範囲で必要最小限に限り取得し、個人情報の保護に関する法律及び F-REI の規程に従い取り扱うこと。利用者・アカウントの現状は個人を識別しない集計で記載し、聞き取りの録音は、本人の同意を得た場合に限る。

④受注者は、本業務で知り得た発明その他の研究上の情報について、権利の主張、出願又は公表をしないこと。

⑤履行の完了時又は契約の解除時には、F-REI 及び研究ユニットから提供を受けた情報並びにその複製物・加工物（再委託先、端末及びバックアップに保存されたものを含む。）を、１４日以内に返却又は復元できない方法で消去し、消去の証明書を提出すること。F-REI は、Box 及び Slack への招待を解除する。

6. 実施体制

①受注者は、2.(2)の作業計画書に記載し F-REI の承認を得た統括責任者及び実施体制により本業務を実施すること。

②本業務は請負であり、F-REI の職員は、常駐者に対し直接業務の指示を行わない。常駐者の勤怠管理は受注者が行い、常駐者のうち１名を現場の責任者とする。

③常駐者を含む受注者の従事者への業務の指示及び管理は、受注者の統括責任者が行う。F-REI は、業務に関する要望・確認については統括責任者を通じて行う。

④統括責任者は、本業務の全体を管理し、京都定例会、F-REI 定例会及び報告会に原則として出席すること。

⑤統括責任者、常駐者及び情報基盤の経験を有する者を変更する場合は、病気、退職等のやむを得ない理由がある場合に限り、同等以上の経験を有する者を充て、事前に F-REI の承認を得ること。当該再委託先を変更するときも同様とする。

⑥F-REI は、受注者の業務の実施状況が本仕様書に定める水準を満たさないと認めるときは、受注者に是正を求めることができる。受注者は、これに応じ、是正の内容を書面で報告すること。

7. その他留意事項

①受注者は本業務実施にあたり、F-REI 担当者と連絡を取り、業務実施内容等について適時、打合せ・協議を行うこと。

②常駐、会議及び現地調査に係る旅費・宿泊費は受注者の負担とする。

③業務の一部を再委託する場合は、F-REI の事前の承認を要する。再委託の金額の合計は契約金額の５０％未満とし、業務の総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理（統括責任者の業務を含む。）は再委託しないこと。

④報告書等を印刷して納入する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。また、受注者は、同法の趣旨を踏まえ、本業務の実施に当たり環境物品等の使用に努めること。

⑤受注者は本業務を進めるにあたり、必要な資料は F-REI 担当者から貸与する。ただし、貸与する資料については、取り扱いに十分注意するとともに、破損・紛失等の重大な過失が生じた場合は、受注者がその責任を負うものとする。

⑥受注者は、業務上知りえた内容等を F-REI の許可を得ず公表してはならない。本仕様書に疑義が生じた場合は F-REI 担当者に速やかに連絡し、その指示に従うものとする。

以上